業務委託契約書

株式会社アシロ少額短期保険 (以下「甲」という)と、株式会社○○(以下「乙」という) とは、甲への業務の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条 (目的)

本契約は甲乙相互間の信頼に基づく公正な取引関係を確立し、相互の利益と業務の発展をは かることを目的とする。なお、委託業務遂行に関する事務取扱項目については、本契約の各 条項で定める他、甲乙協議の上取り決めるものとする。

第2条 (業務の内容)

甲は、次に定める業務(以下「委託業務」という)の全部または一部を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- 1 甲の取扱商品に関する広告チラシ等の配布、バナー広告の設置およびそれに付随する一切の業務
- 2 その他甲乙協議の上決定された業務 なお、甲または乙は、必要があるときは委託業務の内容、実施方法等の変更および追加 等を行うことができるものとする。その場合、甲乙協議の上、委託業務の内容、実施方 法、業務委託料などを改めて決定するものとする。

第3条 (注意義務)

乙は、甲と緊密に連絡をとり、甲から乙への委託業務に係る業務指示等に基づき善良なる管理者の注意を持って委託業務を遂行するものとする。

第4条 (再委託の禁止)

乙は、甲との書面による事前の承諾がなければ、委託業務の全部または一部について、第三者に再委託することはできないものとする。また、甲の事前の承諾を得て再委託をする場合には、乙は、当該再委託先に、本契約で自らが負う義務と同様の義務を負わせ、かつ再委託に関する一切の責を負うものとする。

第5条(業務委託料および支払方法)

甲は委託業務に係る業務委託料を乙に支払うものとし、その金額については、別紙のとおりとする。

- 2. 経済事情の変動等により前項の業務委託料が不相当となった時には、甲乙協議の上、これを改定できるものとする。
- 3. 第 1 項の業務委託料は、毎月末締め切り翌月末日支払いとし、甲は、乙が別途指定する 口座に業務委託料を振り込んで支払うものとする。なお、その際の振込手数料は、甲の 負担とする。
- 4. 別途甲乙協議の上で合意した場合を除き、委託業務の遂行のために必要となる諸費用は、第1項および別紙にて定める業務委託料に含まれるものとする。

第6条(資料等の貸与・保管・返却・破棄)

甲は、委託業務の遂行上必要な資料等を(以下「資料等」という)を乙に貸与し、また 委託

業務遂行上必要な情報を告知するものとする。

- 2. 乙は甲より貸与された資料等の善良な管理者の注意を持って保管・管理し本契約に基づ く委託業務の遂行以外の目的に使用しないものとする。
- 3. 乙は甲より貸与された資料等を本契約に基づく委託業務の遂行以外の目的に複写・複製・編集等を行わないものとする。

4. 乙は甲より貸与された資料等について、甲の指示により、返却または破棄するものとする。ただし、その際の費用は甲の負担とする。

第7条 (報告)

- 1. 乙は、甲の請求がある場合、委託業務の進捗状況その他委託業務に関連する事項等をすみやかに報告するものとする。
- 2. 甲は、前項の乙からの報告について不明点等がある場合には、すみやかに乙に通知する ものとし、必要に応じて、乙と打ち合わせを行い、委託業務の履行に支障が生じないよ うにするものとする。

第8 条(秘密保持)

- 1. 本契約において「秘密情報」とは、本契約に関連して、一方当事者が、相手方より口頭、書面その他の記録媒体等により提供もしくは開示されたかまたは知り得た、相手方の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報を意味する。
- 2. 前項にかかわらず、以下の各号に該当する場合には、秘密情報から除外する。
 - (1) 相手方から提供もしくは開示がなされたときまたは知得したときに、すでに公知となっていたもの
 - (2) 相手方から提供もしくは開示がなされた後または知得した後、自己の責に帰せざる 事由により公知となったもの
 - (3) 提供または開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に 取得したもの
 - (4) 秘密情報によることなく単独で開発したもの
 - (5) 相手方から秘密保持の必要なき旨書面で確保されたもの
- 3. 本契約の当事者は、秘密情報を本契約の目的のみに利用するものとする。
- 4. 本契約の当事者は、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に秘密情報を提供、開示または漏洩しないものとする。なお、第三者とは、甲または乙の役員、従業員、弁護士、公認会計士その他のアドバイザーで法令上または契約上秘密保持義務を負う者(以下「従業員等」という。)以外の者をいう。ただし、甲は、甲の関連会社に対して、関連会社内の業務遂行のために必要となる場合において、本契約の秘密保持義務を遵守させることを条件に開示することができるものとする。
- 5. 前項の規定にかかわらず、本契約の当事者は、法令、裁判所もしくは政府機関の命令、 要求または要請、監督官公庁の要求、その他の強制力を伴う命令、要求または要請に基 づき、秘密情報または本契約の内容を必要な範囲に限り開示することができる。ただ し、当該命令、要求または要請があった場合、すみやかにその旨を相手方に通知しなけ ればならない。
- 6. 本契約の当事者は、秘密情報を記載した書面その他の記録媒体等を複製する場合には、 相手方の事前の承諾を得ることとし、複製物については前三項に準じて取り扱うものと する
- 7. 本契約の当事者は、本契約の終了時または相手方から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、相手方の指示に従い、秘密情報ならびに秘密情報を記載または包含した書面、その他の記録媒体およびその全ての複製物を返却または廃棄する。廃棄をした場合、相手方より要求された場合には、廃棄証明書を提出しなければならない。
 - 8. 本条は、本契約期間中および本契約終了後も3年間、有効に存続するものとする。

第9 条 (事故処理)

本契約に基づく委託業務の遂行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに相手方に連絡するとともに、甲乙協力してその解決処理にあたるものとする。

2. 本契約に基づく委託業務以外についての損害補償請求ならびに第三者からの苦情や請求については、甲の責任と負担により解決するものとし、乙は責任を負わないものとする。

第10 条(反社会勢力の排除)

甲および乙はそれぞれ、現在、自社ならびに自社の取締役、執行役および監査役(以下、本条において「役員」という。)が次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって、次の号のいずれにも該当しないことを確約する。

- 1 暴力団
- 2 暴力団員
- 3 暴力団準構成員
- 4 暴力団関係企業
- 5 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- 6 その他前各号に準ずる者
- 2. 甲および乙はそれぞれ、自らまたは第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
 - 1 暴力的な要求行為
 - 2 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 3 委託事務に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 4 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手 方の業務を妨害する行為
 - 5 その他前各号に準ずる行為
- 3. 甲および乙のいずれか一方の当事者が、前 2 項各号のいずれかに該当(その役員が該当する場合を含む。)し、または前 2 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、相手がたから文書による解約の通知を受けた場合には、当該通知において指定された日に本契約は失効するものとする。なお、この場合において甲または乙が発する解約の通知は、相手方に対する直近の届出住所に通知することにより、通常到達すべきときに到達したものとする。
- 4. 前項により解約通知を受けた一方の当事者は、本契約の失効により生じた損害について 相手方になんらの請求をしない。ただし、相手方からの損害賠償の請求は妨げない。
- 5. 本条第3項の規定により本契約が失効する場合、本契約は将来に向かって効力を失うものとする。

第11 条(損害賠償)

甲および乙は、本契約の履行に関し、甲または乙が重大な損害を被った場合は、直接かつ現実に被った通常損害の範囲内において損害賠償を相手方に請求できるものとする。

第12 条 (不可抗力)

天災事変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動その他不可抗力により本契約の全部また は一部の履行の遅延または不能が生じた場合は、甲および乙は共にその責を負わないものと する。

第13 条 (解約)

甲および乙は、本契約期間中であっても、1ヶ月前の予告期間をもって本契約を解 約することができるものとする。

- 2. 前項に基づく解約については、甲および乙は相手方に対しその事業に損害が生じないよう 配慮するものとする。
- 3. 甲および乙は、相手方について次の事実があったときは、催告を要せず本契約を解除 し、 債務全額について期限の利益を失わせ、債務全額の支払を求めることができる。
 - (1) 個々の債務の一つについて期限に支払わなかったとき (2) 手形または小切手につき一回でも不渡りを発生させたとき
 - (3) 破産、民事再生、会社更生、会社整理の申立がなされたとき
 - (4) 公租公課につき滞納処分のあったとき

- (5) 甲および乙の株式の過半数が他に譲渡されて、実質上の経営者が変わったとき
- (6) 前号の他、合併、営業譲渡等、重大な組織変更のあったとき
- (7) 本契約上の甲および乙の地位を第三者に譲渡し、あるいは経営を委任したとき
- (8) その他本契約に違反したとき

第14 条(契約期間)

本契約の有効期間は、本契約締結の日から 2025 年 **3** 月 **31** 日迄とする。ただし有効 期間 満了迄に、甲乙いずれから何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに 6 ヶ月延長さ れるものとし、以後も同様とする。

第15 条(協議事項)

本契約に定めのない事項および本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

第16 条(合意管轄裁判所)

本契約に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第17条(存続規定)

本条のほか、第5条(未払金がある場合に限る。)、第6条、第8条(第8項に定める期間)、第9条乃至第11条、第15条及び第16条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

以上、甲乙間に契約が成立したので、本契約書を 2 通作成し、甲乙各 1 通を保有するものとする。なお、当事者が別途合意した場合、以上の内容の合意を書面によらず電磁的方法により 締結することとし、その証として、当事者間で署名捺印に代わる電磁的処理を施した電磁的記録を作成の上、各自保管するものとする。

2024年12月20日

甲:愛知県名古屋市中区丸の内三丁目8番10号 株式会社アシロ少額短期保険 代表取締役 山田 亮一

Z:00 00 00

《別紙》

【第5条関連】業務委託料関連

1. 業務委託料

業務委託料は、以下のとおり算出するものとします。

乙から甲へ提供された顧客情報に基づき、

- (i) 見込顧客が個人事業主の場合:見込顧客と甲の少額短期保険契約 1 件につき 3,000 円
- (ii) 見込顧客が法人の場合:見込顧客と甲の少額短期保険契約1件につき10,000円

2. 支払方法

弊社は、業務委託料を毎月末日に締め、翌月末日までに貴社の以下の銀行口座に振込により支払うものとします。なお、振込手数料は弊社の負担とします。

銀行名	00	支店名	00
口座種別	00	口座番号	00
口座名義	00		

以上